

延長保育のしおり

……沼館保育園 延長保育実施要項……

当園の保育標準時間は午前7時から午後6時、保育短時間は午前8時から午後4時までとなっています。保護者の仕事の都合等により認定時間を超えて保育が必要な場合は、延長保育となります。

(対象となるお子さん)

1. 「保育標準時間」の認定を受けているが、午後6時以降の保育が必要な場合。
2. 「保育短時間」の認定を受けているが、午後4時以降の保育が必要な場合。
あるいは午前8時より前に保育が必要な場合。

(延長保育時間)

平日・土曜日・・・午後4時～午後7時まで

午前7時～8時（保育短時間の認定の方）

(利用料)

1人1時間・・・100円

※やむをえず午後7時を過ぎる場合、1時間ごとに300円を頂きます。

(利用料の納付)

1か月分をまとめて月末締めで請求いたします。翌月中にお納め下さい。

(申し込み)

利用希望の方は事前に別紙申し込み書にご記入の上、園まで提出して下さい。申し込みは最初の時だけです。急な利用の場合は、事後、速やかに提出して下さい。

くわしい事は…

秋田県横手市雄物川町沼館字千刈田2

社会福祉法人同心会 沼館保育園

Tel 0182-22-4511（担任または主任・佐藤まで）

